

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、Aに所在し、建設業を営んでいたB会社（以下「会社」という。）に雇用された。被災者は、昭和〇年〇月から会社が破産手続廃止となる平成〇年〇月まで会社の代表取締役であり、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、中小事業主等として労働者災害補償保険に特別加入し、建設業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「悪性胸膜中皮腫」と診断され、療養していたところ、同年〇月〇日、同疾病により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、労災実務上、「労働者としての石綿ばく露期間がある特別加入者であって、石綿関連疾患に罹患している者（当該石綿関連疾患により死亡した者を含む）のうち、特別加入していた期間における石綿ばく露作業が、それ以前の作業内容と異なり極めて軽微な石綿ばく露作業である一方、労働者期間における石綿ばく露作業が石綿関連疾患に罹患する恐れの高い作業であったと認められるなど、当該特別加入期間における保険関係、給付基礎日額をもって保険給付を行うことが明らかに不合理な場合については、当該特別加入期間以前において、石綿ばく露作業に従事した最終の事業場の保険関係及び給付基礎日額をもって保険給付を行うこと。」とされていることを踏まえ、被災者が事業主として特別加入し、石綿ばく露作業に従事していた期間には、被災者は、極めて軽微な石綿ばく露作業しか行っておらず、また、会社が廃業になり、特別加入者でなくなった後にも労働者として石綿ばく露作業に従事しているため、特別加入の際に決定された給付基礎日額に基づいて休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給するのは誤りであり、被災者が労働者として石綿ばく露作業に従事していた期間の賃金に基づいて算出した給付基礎日額により、これらの給付を支給すべきであると主張する。
- (2) そこで、この点について検討すると、被災者は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間は会社の労働者として就労し、同年〇月から平成〇年〇月までの

間は会社の事業主として就労していた（事業廃止）ところ、同人も生前述べているとおり、同人は、会社で労働者として就労を開始した昭和〇年〇月から、会社の事業主として会社を廃業するに至る平成〇年〇月まで、一貫して、老朽化した建築物の解体作業や鉄骨工事の土間工事等に従事し、相当量の石綿ばく露作業を行っていたことは明らかである。そうすると、昭和50年に特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）が改正され、石綿等の吹きつけ作業が原則禁止とされたことにより、同年頃を境に、同じ石綿ばく露作業であっても、石綿へのばく露の濃度が低くなったことを考慮に入れたとしても、決定書理由に説示のとおり、被災者は、特別加入後廃業に至るまで石綿にばく露される解体作業等に従事していたものであり、被災者が特別加入していた期間における石綿ばく露作業が、同人が労働者であった期間における石綿ばく露作業に比べて極めて軽微なものであると認めることはできない。

したがって、当審査会としても、特別加入期間の最終給付基礎日額〇円をもって保険給付をするのが相当であると判断する。

なお、被災者は会社廃業後に労働者として石綿ばく露作業に従事していたという請求人らの主張については、一件記録を精査するも、これを認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。